

第 1 回 脱炭素・環境負荷低減に寄与する持続可能な都市政策・まちづくりに  
関する研究会 議事概要

日 時：2025 年 6 月 24 日（火） 18：00～20：00

場 所：都市センターホテル 7 階 704 会議室

（オンライン併用）

出席者：北村喜宣 座長（上智大学 法学部 教授）、島崎晃吉 委員（飯田市 市民協働環境部  
ゼロカーボンシティ推進課 課長）、高浜伸昭 委員（市川市 市長公室 カーボンニ  
ュートラル推進課 課長）、田中充 委員（法政大学 名誉教授）、内藤悟 委員（東海  
大学 法学部 教授）、錦澤滋雄 委員（東京科学大学 環境・社会理工学院 融合理工  
学系 准教授）、藤田壮 委員（東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授）  
米田研究室長、加藤主任研究員、綱川研究員、野澤研究員、浅見研究員（日本都市  
センター）

議 事：○自己紹介

○今後の研究会について

・研究の背景・目的、主要論点、研究会スケジュールについて

・アンケート調査項目、現地調査候補、ゲストスピーカーについて

○事務連絡・第 2 回研究会の連絡等

● 今後の研究会について

○ 研究会に関連した問題意識について

- 1) 温室効果ガス対策を進める必要が求められている一方で、市区町村においては太陽光発電の規制条例を作っているところも少なからずある。アクセルを踏みながらブレーキも踏んでいるような状態で、どのように自治体、現場がこの問題を自分事として受け止めているのかを知る必要がある。
- 2) 気候変動問題に対するアプローチには適応策と緩和策の二種類があるが、後者は市区町村にとって以下のような理由もあり、ハードルが高いのではないか。
  - ① 自治体の側としては、ボトムアップで地域の課題を解決するというより国・国際社会からの要請というトップダウンの形を取るため、意識の上で受け身になりがち。
  - ② 脱炭素の問題は長期的観点からの評価・取組みが前提となるため、目先の課題に日々対処しなければならない自治体にとっては、優先度が低くなってしまう。
  - ③ 対策効果・成果が単純に見えにくい。地域で削減目標を設定し、仮にそれを達成したとしても、その効果が現れるのは何十年も先であり、今すぐには把握できない。
  - ④ 脱炭素対策の実効には、地域の主体、分野横断的な巻き込み・関与が必要になる。地球温暖化対策推進法（温対法）が期待する市区町村の役割は大きすぎる側面があ

るため、その役割・できることを限定してはどうかと考えている。その際、本研究会の見方・考え方である垂直・水平的な関係での視点が重要になると思われる。

- 3) 区域施策編において、そもそも区域の温室効果ガスの算定は極めて難しい。統計按分値で概略を出していく方策を取る必要があるが、それが確かな値かどうか分からないなかで確実に業務を進めていかなければならない、という実情がある。
- 4) 再生可能エネルギー施策を地域の中で円滑に進めていくという意味では、環境アセスメントのようにネガティブな要素をどうやって取り除いていくかに加えて、いかにしてポジティブな要素を作り出していくのかという点が非常に大事なのではないか。

#### ○ 事務局からの研究概要説明に対する、座長・各委員の意見・論点

- 1) 主な研究関心の中心である、行政間の垂直的な国・都道府県・市区町村の関係・連携と、水平的な基礎自治体どうしの、または自治体と他主体との連携については間違いなく必要であろう。その一方で、より根本的な意味合いでの連携として、やはり事業と地域が連携・共進することが必要である。そうした上手くいっている事例が見られる地域もいくつか存在するので、まずはそこに焦点を当ててみてはどうか。
- 2) 脱炭素を進めるなかで、その地域にとっていかにプラスを作り上げていくかという観点は重要である。加えて、ネガティブな要素を減らしていく努力も必要で、社会学でいうところの受益圏と受苦圏をどのように調整していくかが課題であると感じる。ある自治体は再エネ事業に対する課税条例を設定したが、今後は、その税収をどこに対してどのように配分していくのが問題になると考えている。
- 3) 日本のNDCに貢献する削減目標を各自治体が考えないと、国としては支援ができないという側面がある。しかし、(自治体の作成する)地方実行計画が実際にはそのようにつくられているわけではないという課題も浮かび上がる。国の目標と自治体の目標を繋ぐようなスキームがあるわけではない。そうした状況下を踏まえたうえで、どの程度までを自治体が考える必要があるのかという問題と、環境省・経産省などがどのように考えているのかなどを今一度、整理しておく必要があるのではないか。
- 4) GX基金など、CO<sub>2</sub>を減らすための予算について、自治体が脱炭素先行地域に計画提案書を申請する際には、何年までにどのくらいを減らすのかということを明確に言う必要がある。その際に、どのような論拠・根拠で脱炭素先行地域に選定されている自治体が策定しているのかを調べるという点も、垂直的な繋がりを考えるうえでの論点となるのではないか。

- 5) 自治体の脱炭素施策について、首長のトップダウンで決まったりしている、などという話も聞いたりするので、本格的な調査に入る前に（自治体の）庁内でどのような過程で取組みが開始されたのかについて事前に調べる必要があるのではないか。
- 6) そもそも、温対法は規制法ではないところが、他の公害法と異なっている点である。義務付け違反のような罰則規定がない。策定計画を含めてインセンティブで動くというところが、温対法の一つの大きなポイントである。他方で、東京都の太陽光パネル設置義務化条例も存在するので、こうした義務化条例のあり方と対照させて考える必要があるのではないか。
- 7) 日本の NDC との関連で言うと、この削減目標を意識することは重要であるが、各自治体の実態を鑑みることなく、一律に削減目標をかぶせてしまっているために、形式的な目標設定に繋がってしまっているという実情を考えるべきである。  
また、そもそも自治体行政は、民生部門には効果的な施策が打てる一方で、産業・運輸部門にはほとんど効果的な施策が打てない、規制が及ばないという縛りがある。そうしたなかで全体の目標を立てざるを得ない状況となっている。民生部門において、水平的な関係で地域内の関係者とどういったインセンティブが共有できるのかを考える際に、過去の規制法のノウハウが共有できないといったことも課題に挙げられる。
- 8) 7) と被るが、各自治体間の差というのは当然出てくるし、おかれた状況がそれぞれ違う現実がある。目標というのは設定されてしかるべきものとも考えられるが、自治体においては力量や財政規模も違うという状況で、そうした中で満足に取組めるかという点ではかなり難しいかと思う。自治体の計画や方針の中にどれだけ受け入れて主眼を置けるかというのは、本来であれば、その地域の特性も加味して考えていかなければならない問題である。環境（脱炭素）をてこに、産業も生活もと相乗効果になればよい。
- 9) 実行計画を立てる点において、垂直的な関係性の中で環境省・経産省を受けて各市区町村が取組む形になっているが、地域住民まで下りていった時に、脱炭素（温室効果ガス削減）の意義が本当に伝わっているのか疑問に思う。規制条例は、ほとんど地域住民と密接に関連した問題に即して作られてきた一方で、脱炭素の取組みは、下に降りてくるという形になっているため、なかなか進まないという点を否定できない。
- 10) 小さな市町村の場合、地球環境にどこまで貢献できるか分からない問題よりも、今にも崩れそうな崖をいかに管理していったらよいかという点の方がより身近な問題である。いかにして、補助金以外の形で促進に持っていくかを考えるときに、やはり地域裨益が住民に示せるものでないと、計画を作っても住民には何の意味もない、むしろ規制条例

の方が住民の裨益になる（なっている）ということになってしまう。

- 11) 再エネやマイクログリッドを入れることで、災害対策やレジリエンスに資するというのが形になって初めて計画が進むというところがある。政策主導によって計画がなぜ進まないのかといったら、それはやはり地域裨益になっていないから、という点を指摘せざるを得ない。規制条例、促進条例の話に関連付けるならば、規制条例は作らないと地域が困るが、促進条例は作らなくても地域は困らないというのが基本的にはある。
  - 12) 都市自治体に引き付けて言えば、全国に 815 市区あるなか、人口で見れば上は横浜市の 370 万人から、下は歌志内市が 3,000 人を切ったという状況で、特に人口の少ない自治体では職員の定数が埋まっていないと思われる。実務現場において事務の優先順位をつけざるを得ないと考えられるので、職員の兼務状況について調べる必要がある。人口規模が多様な都市自治体において、脱炭素政策を通して、どのような形で地域住民の利益となるようなことを実現しようとしているのか、先行自治体において調査する必要があると考えられる。
  - 13) 今後の研究を進めるうえで、国・都道府県・市区町村の垂直的なつながりと、自治体と他主体（他自治体、事業者、住民等）といった水平的なつながりの二軸に焦点を当てて考察を行っていく点を確認した。
- アンケート調査項目、現地調査候補、ゲストスピーカーについて
- 今後の研究会の進展によって、適宜内容を議論・深化させていく方針とした。

（文責：日本都市センター）